東京都市計画防災街区整備地区計画の変更(渋谷区決定)

都市計画本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画を次のように変更する。

1 .	
名 称	本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画
位 置※	渋谷区本町一丁目、二丁目、四丁目、五丁目及び六丁目並びに幡ヶ谷二丁目及び三丁目各地内
面 積※	約 57.9 ha
地区計画の目標	本地区は中核的な拠点である新宿に隣接する笹塚・幅ヶ谷・初台・本町地域に位置しており、補助線街路第61号線(水道道路)に接し、住宅地としての落ち着きを兼ね備えている地区である。また、地区内には旧种田川支流遊歩道、米川神社、荘厳寺等歴史的な背景のある施設や商店街、渋谷区立初の小中一質校等の地域資源を有している。さらに、水道道路は、かつて1900年代頃玉川上水から代田橋付近で設水し、淀橋浄水場に導いた「玉川上水新水路」跡として、廃止後の今も地域に親しまれている歴史的な地域資源となっている。「渋谷区まちづくりマスターブラン(今和元年12月)」では、中層住宅地区の基盤改善地区に位置付けられており、生活道路の整備と建物の共同化・中層化による木造住宅路集地域の環境改善を基本とし、あわせて建物の不燃化を行うことにより、安全な中層住宅地の形成を図るとしている。さらに、不燃化特区に指定されたエリアでは、老朽木造建築物の建替えと洗あい道路拡幅へ向けた取組とともに、公園・広場等の用地を確保し、地域の延焼遮断機能の強化を図るとしている。また、「本町地区防災都市づくりグランドデザイン(令和3年3月)」では、防災性向上の視点に加えて、暮らしの豊かさや多様な生き方等の視点も含めたまちの将来像を実現するため、主要生活道路のネットワーク化、建物の不燃化・耐震化の売進等を進めると共に、プレイスメイキングを継続し、公園をはじめとしたパブリックスペースを居心地の良い空間とする等の取組を行うこととしている。さらに、本地区は「防災都市づくり推進計画(改定)(令和2年3月)」において重点整備地域に位置付けられ、水道路沿地を進速が再停として、沿道の不燃化・耐震化等を通じて、災害に強い都市の実現を図るとともに、沿道の統一感のある街並みの形成の誘導や、地域の生活環境の向上に資する安全快適で緑豊かな歩行空間の確保が求められている。これらを踏まえ、「水道道路沿道エリアまちづくりビジョン(令和6年3月)」が策定され、「ほどよい都市型生活を徒歩圏内で享受できるまち」を目指し、水道路沿道エリアへ展開するため、日常生活に提付いたくらしを豊かにするためのコミュニティ拠点の機能、新たな人やコンテンツなどブラスアルファの価値をもたらし、地域間のつながりを生み出す機能を整備を目指すとしている。また、水道道路の北側は居住環境向上ゲーンに位置付けられ、密集市街地の防災力の向上を目指し、妻等かにするためのコミュニティ拠点の機能、新たな人やコンテンツなどブラスアルファの価値をもたらし、地域間のつながりを生み出す機能を整備を目指すとともに、都営住宅等の老朽化した建築物の更新、狭めいで地域を増を上でいる。本地区内の公園の利用率や緑砂で等のできたました。1 道路等の地区防災施設の発掘に合わせた適切な土地の有効利用の促進と建築物の誘導 地区内の緑の充実と無秩序な市街化の防止 現れの砂な土地の有効利用の促進と建築物の誘導 地区内の緑の充実と無秩序な市街化の防止 親にならないに住か続けるいたまに強いまちづくりの推進

		⑤ 地区の歴史や地域資源を活かした、水道道路沿道のまちのにぎわいとみどりが連続する魅力ある街並みの形成
	土地利用の 方針	「誰もが安全・安心に住み続けられる災害に強い潤いのあるまち」、「ほどよい都市型生活を徒歩圏内で享受できるまち」を目指し、土地利用の方針を次のように定める。また、地区防災施設となる区画道路、一時集合場所及び避難所周辺では、災害時の安全な避難空間としての機能を確保するため、建築物の不燃化を進めるとともに土地の有効利用を図る。
		【住宅地区】 戸建住宅と共同住宅を中心とした建築物の立地誘導を図りながら、共同化や土地の有効活用を促進し、都市基盤の拡充及び建築物の不燃化を進め、中低層住宅地としての土地利用を図る。 【沿道商業地区】
		共同化や土地の有効利用により都市基盤の拡充及び建築物の不燃化を進め、また、地域の生活利便性の向上を図る商業・業務施設と住宅が調和したにぎわいのある住商複合市街地としての土地利用を図る。 【幹線道路沿道地区】
区域の整		幹線道路沿道にふさわしい商業・業務・沿道サービス施設、共同住宅等の立地誘導を図りながら、延焼遮断帯の形成及び後背地の居住環境に配慮した良好な沿道環境を形成する中高層複合市街地としての土地利用を図る。 【水道道路沿道地区】
備、開発		老朽化した建築物の個別建替えや共同化、沿道の建築物の不燃化の促進、土地の高度利用等を通じて延焼遮断帯の早期実現を図る。 水道道路に沿ってにぎわいやみどりが連続する街並みの形成を目指し、公園や広場などのオープンスペースの配置や、商業・業務・生活利便施設等のにぎわい機能の立地誘導を図るとともに、集合住宅を中心とした街区を形成し、都市型住居の集積を図る。
及び保全に関わ	地区施設及び地区防災施設の整備の方針	1 消防活動困難区域の解消及び災害時の避難の安全性を確保するため、幹線道路や一時集合場所、避難所等の避難上有効な空間をネットワークするよう地区内の主要な道路を段階的に区画道路として整備する。 2 災害時の延焼防止及び地区内の安全な避難機能を確保する観点から、主要な区画道路、公園等については、地区防災施設として位置付ける。また、特に延焼防止機能を強化すべき地区防災施設については、沿道の良好な市街地環境の形成を図りつつ、特定地区防災施設として沿道建築物等と一体的に整備する。
する方針	建築物等の方針	 1 良好な商店街の形成及び住宅地の環境を保護するため、建築物の用途の制限を定める。 2 敷地の細分化を防止し、住宅地としての良好な居住環境を保護するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3 安全な避難路の空間及び歩行者の安全性を確保するとともに、潤いある緑に包まれたゆとりある良好な居住環境の形成を図るため、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。 4 特定地区防災施設及び避難所周辺の建築物の不燃化により防災機能を確保するため、建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物の間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度を定める。 5 特定地区防災施設となる区画道路に接する敷地については、道路等の都市基盤の整備に併せて土地の有効利用により市街地の改善を促進し、沿道が不燃化された建築物による良好な街並み景観形成を図るため、上記の制限に加えて建築物の容積率の最高限度を定め、これにより建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第2項に定める前面道路幅員による容積率の制限及び第56条に定める建築物の各部分の高さの制限の適用を緩和する。 6 水道道路沿道地区については、にぎわいとみどりある魅力的な街並み景観の形成及び建築物の建替え推進による防災性向上のため、

	· ·	位置の制限、建築物の容積 6条に定める建築物の各語			没置の制限を定めるとともに	こ、これにより建築基準
	その他当 1 地区の 該区域の 大規模 整備、開発 2 脱炭素		緑豊かな潤いある街並み 化、屋上緑化等を推進する ゴエネルギーの推進及び再	の形成を図るため、区画 る。 F生可能エネルギーの活用	T道路沿いの壁面後退した空 引に努める。	地部分への沿道緑化や
	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
地区	道路	区画道路1号	6 m	約190m	約1,140㎡	拡 幅
区防災施設	公園	さくら公園	面 積			既 設
欧の区域	- Z M	さくり 公園	約2, 100㎡			
		+	約0.3ha			
	種 類	名 称	幅員	延 長	面積	備考
特定地	道路	区画道路1号	6 m	約190m	約1, 140㎡	拡 幅
特定地区防災施設	/\ =		面 積			既 設
\mathcal{O}	公園	公 園 さくら公園		約2,100㎡		
区域	Ħ	}		約0.	3 h a	

	位置	本町二丁	目地内			
	面積	約1.2	h a			
		地区の	名称	沿道商業地区一①	住宅地区A	
		区分	面積	約0.1ha	約1. 1 h a	
特定建築物地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建 す 制 建 最 建 最 建 最 な な な な な な な な な な な な な な	上必要な間口率のの高さの	また、敷地が特定地区防災施設である道路に接する建築物に除く。)の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線におい未満の範囲は、空隙のない壁が設けられていることその他なお、建築物が特定建築物地区整備計画区域の内外にわたるにおいて防火壁で区画されていない場合は、その全部についするものは、この限りでない。 (1)延べ面積が50平方メートル以内の平家建の附属建(2)高さ2メートルを超える門又は塀で、不燃材料で造(3)高さ2メートル以下の門又は塀特定地区防災施設の道路に接する敷地の建築物の間口率の最物については、この限りでない。	(特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分をおいて、当該特定地区防災施設を基準とする高さが5メートの防火上有効な構造であること。場合においては、その建築物が特定地区防災施設の区域外で本規定を適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの話られ、又は覆われたもの	

	(2) 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合において 定を適用すること。	「は、これらの建築物を一の建築物とみなして、(1)の規				
	(3)(1)の規定の適用の緩和に関する措置は、建築基	(準法施行会等135冬の19の完めによること)				
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	会地区の内外にわたる場合又は建築物が冬至日において当				
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	合は、それぞれ日影を生じさせる地区内にある建築物とみ				
		行は、てれてれ口影を生しさせる地区内にある建築物とみ				
7-12 fate of 1 fate (なして、(1)の規定を適用すること。 特定地区防災施設の道路に接する敷地の建築物の各部分の高さの最低限度は、5メートルとする。ただし、次の各号の					
建築物等の高さの		さの最低限度は、5メートルとする。ただし、次の各号の				
最低限度	いずれかに該当するものは、この限りでない。					
	(1)特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える	部分				
	(2) 平家建の附属建築物					
建築物等の用途の	次に掲げる建築物は、建築してはならない。					
制限※	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	津(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる				
	風俗営業の用に供するもの並びに第6項各号及び	第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの。ただ				
	し、当該規定の適用の際現に同法第2条第1項第	4号に係る用途に供されている建築物の敷地で、適用時にお				
	ける当該用途に供する部分の床面積の合計を超える	ない範囲で同一の用途に引き続き供する場合は適用しない。				
	(2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げる射					
	的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他					
	これらに類するもの					
	(3) 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる建	_				
	築物					
	(4) カラオケボックスその他これに類するもの					
建築物等の容積率						
の最高限度※	10分の30	10分の24				
建築物の敷地面積	60平方メートルとする。	<u> </u>				
の最低限度	00平ガゲー 70とする。 ただし、当該規定の適用の際現に建築物の敷地として使用さ	れている60平方メートル去港の土地又は租に左する而右				
(2) 取 医 (2)	たたし、当該焼足の過州の除死に足業物の放地として使用で 権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する 6 0					
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
壁面の位置の制限	して使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。					
室囲の仏直の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図3に示す壁面の位置の制限の範囲内に建築又は設置してはならな					
	い。 の 株会地反け似状型の光め ご 光ゆぶ 大ね 7 各部地 アナリング	4. 送收控用炉(胜点炉区胜纵投机水送收取水送之送收。E				
		は、道路境界線(特定地区防災施設の道路及び前面道路の反				
		る場合の道路を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる				
	柱の面までの距離は、0.5メートル以上でなければな					
	(1) 地盤面からの高さが2.5メートル以上に設ける車	r、此、手すり、尸袋、床面槓に算人されない出窓				
	(2) 外壁の開口部に設ける扉、窓で外開きの部分					

壁	面後退区域にお	壁面後退区域に工作物を設置してはならない。ただし、新たに擁壁の設置等建築物の敷地の安全上適当な措置を講じる
け	る工作物の設置	もので、区画道路にかからないものは、この限りでない。
のf	制限	
建	築物等の形態又	1 建築物の軒、庇、出窓その他これらに類するものは、計画図2に示す区画道路の範囲内にかかる形態としてはならな
は1	色彩その他の意	٧٠°
匠	の制限	2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色は、刺激的な原色を避け周囲の環境と調和した落ち着きのある色調とする。
垣	又は柵の構造の	道路に面する垣又は柵の構造は、生け垣又は透過性のあるフェンスとする。ただし、地盤面から高さ0.5メートル以
制	限	下の部分についてはこの限りではない。
土地の利用	用に関する事項	緑豊かな街並み景観の形成を図るため、区画道路沿いの壁面後退した空地部分への沿道緑化及び現に存する緑地は可能
		な限りその保全に努めるとともに、大規模な敷地等において敷地内緑化、屋上緑化の推進を図る。

	位置	本町一	「目、二丁目	、四丁目、五丁目及び六丁目並びに幡ヶ谷二丁目及び三丁目	各地内		
	面積	約 5 7. 6 ha					
		地区の	名称	幹線道路沿道地区	水道道路沿道地区		
		区分	面積	約 1. 8 ha	約 3. 5 h a		
防災街区整備地区整備計		建築物等制限※	等の用途の	びに第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特に同法第2条第1項第4号に係る用途に供されて 分の床面積の合計を超えない範囲で同一の用途に	全律第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並 所殊営業の用に供するもの。ただし、当該規定の適用の際現 いる建築物の敷地で、適用時における当該用途に供する部 引き続き供する場合は適用しない。 切場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類す		
備計				<u> </u>	(3) カラオケボックスその他これに類するもの		
画	建築物等の製	建築物は最高限度	の容積率の		10分の30 ただし、建築基準法第59条の2第1項の規定による特定 行政庁の許可を受けた建築物についてはこの限りではない。		
(幹線道路沿道地区、水道道)	制限に関する事項	建築物の最低原	の敷地面積 限度	_	60平方メートルとする。 ただし、当該規定の適用の際現に建築物の敷地として使用されている60平方メートル未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する60平方メートル未満の土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。		
水道道路沿道地区)		壁面の位	立置の制限		建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、計画図3に示す壁面の位置の制限の範囲内に建築又は設置してはならない。ただし、地盤面下の部分及び区長が敷地の形態上やむを得ないと特に認めた場合は、この限りでない。		
			退区域にお 作物の設置	_	塀、柵、門、広告物、看板その他これらに類する工作物を 設置してはならない。 ただし、街並み景観の美化に資する目的のプランターボッ クス、花壇その他これらに類する工作物はこの限りではな い。		

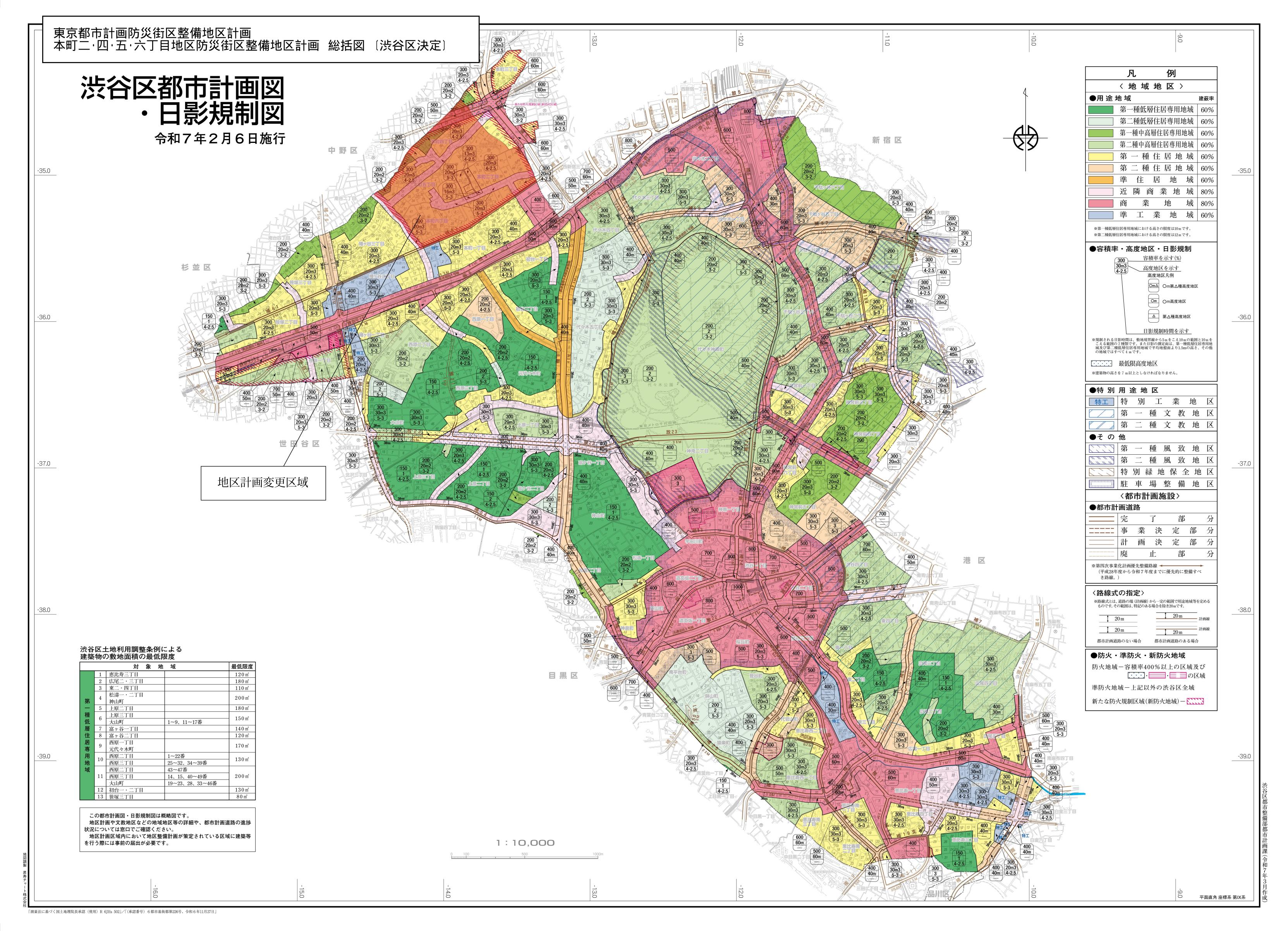
建築物等の高さの最高限度	1 建築物の高さの最高限度は30メートルとする。 2 東京都市計画高度地区(渋谷区決定)「1 制限の緩和」、「2 既存不適格建築物等に対する適用の除外」、「4 敷地規模に応じた特例」、「5 総合設計による特例」、「6 許可による特例」の要件を満たす建築物においては、その範囲において高さの最高限度を超えることができる。なお、道路(ア)水道道路に接する敷地においては、東京都市計画高度地区(渋谷区決定)における絶対高さ制限値を30メートルと読み替えて、「4 敷地規模に応じた特例」、「5 総合設計による特例」を適用することができる。 3 階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該 建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、4メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。
建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	事築物の外壁又はこれに代わる柱の色は、刺激的な原色を避け周囲の環境と調和した落ち着きのある色調とする。
垣又は柵の構造 の制限	道路に面する垣又は柵の構造は、生け垣又は透過性のあるフェンスとする。ただし、地盤面から高さ0.5メートル以下の部分についてはこの限りではない。
土地の利用に関する事項	录豊かな街並み景観の形成を図るため、現に存する緑地は可能な限りその保全に努めるとともに、沿道緑化、大規模な 数地等において敷地内緑化、屋上緑化の推進を図る。

		地区の	名称	沿道商業地区一①	沿道商業地区-②	住宅地区A	住宅地区B
		区分	面積	約 0. 3 ha	約 9. 9 h a	約 1. 7 h a	約 40.3 ha
防災街区整備地		建築物制限※	等の用途の	びに第6項各号及 に同法第2条第1 分の床面積の合計	及び業務の適正化等に関する び第9項に掲げる性風俗関連 項第4号に係る用途に供され	法律第2条第1項各号に掲げる 特殊営業の用に供するもの。た ている建築物の敷地で、適用時 こ引き続き供する場合は適用した	だし、当該規定の適用の際現 Fにおける当該用途に供する部
整備地区				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	発売所、場外車券売場その他		
区整備計画	建築物			(3)建築基準法別表 第2(と)項第 3号に掲げる建	(3) カラオケボックス その他これに類す るもの	-	_
1(沿道商業地	等の制門			築物 (4) カラオケボック スその他これに			
問業	限 に			類するもの			
地区①・②、	関する事項		整築物の敷地面積 60平方メートルとする。 の最低限度 ただし、当該規定の適用の際現に建築物の敷地として使用されている60平方メートル未満の土地又は 権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する60平方メートル未満の土地について、その全 して使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。				
、住宅地区A・B)	坟	建築物			1 道路(ア)水道道路に 接する敷地の建築物の 高さの最高限度は30 メートルとする。 2 東京都市計画高度地区 (渋谷区決定)「1 制 限の緩和」、「2 既存 不適格建築物等に対す る適用の除外」、「4	1 建築物の地盤面からの高	する敷地の建築物の高さ の最高限度は30メート ルとする。 2 東京都市計画高度地区 (渋谷区決定)「1 制 限の緩和」、「2 既存 不適格建築物等に対する 適用の除外」、「4 敷 地規模に応じた特例」、

土地の	利用に関する事項	緑豊かな街並み景観の形成る 敷地等において敷地内緑化、		は可能な限りその保全に努めると	ともに、沿道緑化、大規格
	の制限	下の部分についてはこの限り	りではない。	·	
	垣又は柵の構造	道路に面する垣又は柵の構造	造は、生け垣又は透過性のある	フェンスとする。ただし、地盤	面から高さ0.5メート
	の意匠の制限				
	又は色彩その他				
	建築物等の形態			∟ ∵避け周囲の環境と調和した落ち	<u>.</u> 着きのある色調とする。
			高さに算入しない。		(-37)(0:80)
			トルまでは当該建築物の		に算入しない。
			の部分の高さは、4メー		までは当該建築物の
			内の場合においては、そ		分の高さは、4メー
			個の合計が当該 建築物 の建築面積の8分の1以		楽画傾の8分の1以 場合においては、そ
			の屋上部分の水平投影面 積の合計が当該 建築物		の合計が当該建築物の 築面積の8分の1以
			他これらに類する建築物の最上が八の水平な影響		屋上部分の水平投影
			3 階段室、昇降機塔その		これらに類する建築
			用することができる。		3 階段室、昇降機塔そ
		項の規定を適用する。	設計による特例」を適		きる。
		さの最高限度の項第2	じた特例」、「5 総合		例」を適用すること:
		の表中の建築物等の高	て、「4 敷地規模に応		「5 総合設計による
		定建築物地区整備計画	0メートルと読み替え	2項の規定を適用する。	地規模に応じた特例
		建築物とみなして、特	る絶対高さ制限値を3	の高さの最高限度の項第	と読み替えて、「4
		じさせる区域内にある	(渋谷区決定)におけ	備計画の表中の建築物等	さ制限値を30メー
		せるものは、日影を生	京都市計画高度地区	して、特定建築物地区整	区決定) における絶対
		の土地に日影を生じさ	る敷地においては、東	域内にある建築物とみな	都市計画高度地区(
		物地区整備計画の区域	(ア)水道道路に接す	は、日影を生じさせる区	る敷地においては、
		日において、特定建築	する。なお、道路	日影を生じさせるもの	路(ア)水道道路に
		超える建築物で、冬至	高さの最高限度を緩和	整備計画の区域の土地に	度を緩和する。なお
		テハしない。 2 高さが10メートルを		おいて、特定建築物地区	囲において高さの最
		算入しない。	満たす建築物において	える建築物で、冬至日に	築物においては、そ

※は知事協議事項

「防災街区整備地区計画区域、防災街区整備地区整備計画区域、地区の区分、特定建築物地区整備計画区域、特定地区防災施設の区域、地区防災施設の区域及び 壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」 理由:密集市街地の整備改善に向けて、健全な土地の有効利用を促進し、誰もが安全・安心に住み続けられる災害に強い潤いのある市街地形成を図ると共に、ほどよい都市型生活を徒歩圏内で享受できるまちの実現を図るため、防災街区整備地区計画を変更する。



東京都市計画防災街区整備地区計画 縮尺 1/2,500 本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画 計画図1 [渋谷区決定] 区域は、防災街区整備地区計画区域 から地区防災施設を除いた区域) 水道道路沿道地区 幹線道路沿道地区 沿道商業地区一① 沿道商業地区-2 住宅地区A 500 (m) 100 200 住宅地区B

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。無断転写を禁ず。 (承認番号)MMT利許第07-K113-6号、令和7年5月15日 (承認番号)7都市基街都第32号、令和7年4月21日

東京都市計画防災街区整備地区計画 縮尺 1/2,500 本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画 計画図 2 [渋谷区決定] 凡例 防災街区整備地区計画区域• 区域は、防災街区整備地区計画区域 から地区防災施設を除いた区域) 特定建築物地区整備計画の区域 特定地区防災施設及び地区防災施 設の区域 区画道路(幅員6m) 特定地区防災施設及び地区防災施 設の区域 公園 500 (m) 100 200 道路(ア)水道道路

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。無断転写を禁ず。 (承認番号)MMT利許第07-K113-6号、令和7年5月15日 (承認番号)7都市基街都第32号、令和7年4月21日

東京都市計画防災街区整備地区計画 縮尺 1/2,500 本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画 計画図3 〔渋谷区決定〕 (ただし、防災街区整備地区整備計 画区域は、防災街区整備地区計画区 域から地区防災施設を除いた区域) 特定建築物地区整備計画の区域 1号壁面 (区画道路中心線より3.5m) 2号壁面 (下図の通り) 2号壁面の位置の制限 道路境界線 500 (m) 地盤面 100 200

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。無断転写を禁ず。 (承認番号)MMT利許第07-K113-6号、令和7年5月15日 (承認番号)7都市基街都第32号、令和7年4月21日

東京都市計画防災街区整備地区計画 縮尺 1/2,500 本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画 方針付図 [渋谷区決定] 防災街区整備地区計画区域: から地区防災施設を除いた区域) 区画道路1号 (地区防災施設及び特定地区防災施設) 段階的に地区防災施設又は特定地区 防災施設として位置付ける区画道路 500 (m) 100 200 幹線道路へ接続する道路 (未整備区間を含む)

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。無断転写を禁ず。 (承認番号)MMT利許第07-K113-6号、令和7年5月15日 (承認番号)7都市基街都第32号、令和7年4月21日